

幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成

目標 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観を誘導する

景観まちづくりのイメージ

背景の山並みや隣接するまち並みとの調和に配慮した、屋根形状や外壁の色彩等の景観誘導を図る。
(P 2 9、 P 3 1 参照)



周囲の山並み等の自然景観や近傍の緑地等に配慮するため、建築設備等は建築物本体と均整のとれたものとする。
(P 3 0 参照)
背景の山並みや隣接するまち並みとの調和を阻害しないように外壁の全面に光沢性のある材料は使用しない。
(P 3 0 参照)

周辺からの眺めや周辺環境との調和に配慮するため、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。(P 3 1 参照)

幹線道路沿道ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

基準内容

項目	景観形成基準																
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。 	解説 1														
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 	解説 2 解説 3														
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 	解説 4														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。 	解説 4 解説 5														
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 	解説 6														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">無彩色</td> <td style="width: 67%;">N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5	解説 7 解説 8
		色相	明度	色相	彩度												
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下														
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7～N5																
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 	解説 9														

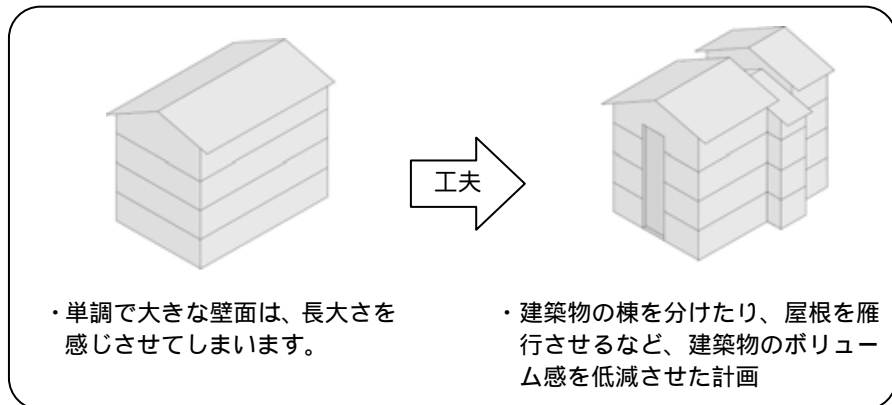
建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例

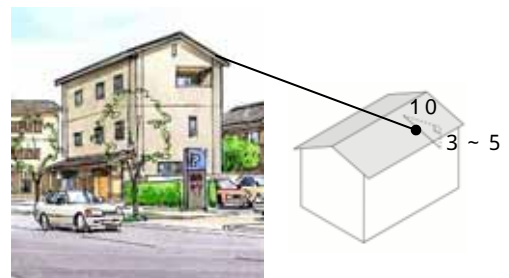


解説2 「勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とは

天橋立や周辺からの眺望に対して、整ったまち並み景観とするために、建築物の屋根勾配（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）は、 $3/10$ （約16度）から $5/10$ （約27度）までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

上記の屋根勾配の範囲は、一般的な和瓦葺きの屋根に用いられることが多く、屋根材により変化はありますが、和風の趣が感じられるものと言えます。

勾配屋根



勾配屋根形状のパラペット



解説3 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、勾配屋根に関する規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮により、勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

**解説4 「塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする」
「機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする」とは**

屋上部の塔屋、建築物等に付帯する機械設備、屋外階段やバルコニー等は、景観を阻害する要因になることもあるため、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることが必要です。

例



勾配屋根と塔屋の形態に配慮された建築物



バルコニー等が一体的に造り込まれた外観

解説5 「天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する」とは

建築物等に付帯する機械設備は、景観を阻害する要因になることもあります。

周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、天橋立や幹線道路からの眺望に支障とならないよう、形態や配置の配慮が必要です。

例



施設の望ましい設置例
敷地周りから機械設備等が直視できないように配慮し、建築物の形態に馴染ませるようにします。

解説6 「背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない」とは

建築物の外壁の全面に光沢性のある材料を均一に使用すると、周辺の自然景観との調和を乱し、光の反射などにより、天橋立や周辺からの眺望を阻害するおそれがありますので、カーテンウォール等の構造により光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しないでください。窓や扉にガラスなど光沢性のある材料を用いることはできますが、使用に当たっては、まち並み景観の形成を阻害しないよう配慮することが必要です。

解説7 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする」とは

建築物の基調となる外壁の色彩は、隣接する建築物や背景となる山並み等周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

外壁の色彩基準に適した事例



10YR7/3

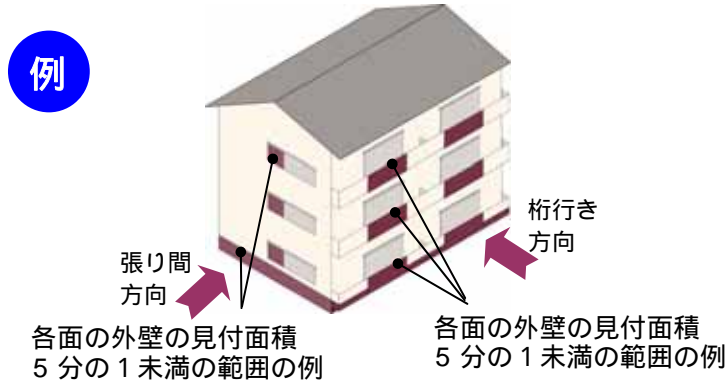
解説8 「建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

- ・伝統的な建築物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等(焼き杉板等を含む)の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の見付面積の各々の面で算定することとします。



解説9 「周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

例



植栽の望ましい配置例

- ・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。